

街路樹に関するよくある質問



Q1 街路樹の枝を切るのはなぜ？

A 光の当たり具合や風の通りを良くし、街路樹の生育環境を整えるほか、伸びた枝が交通等の支障とならないようにする目的もあります。

Q2 枝は毎年切っているの？

A 街路樹には様々な種類があり、生育の早さや交通への影響など、状況も異なります。例えば、プラタナスは生育が早いいため2年に一度の頻度で行っていますが、その他樹種では数年に一度となっています。

Q3 落ち葉が邪魔、除雪の支障になるので街路樹を切ってほしい

A 街路樹は市民共有の財産です。支障になるからといって、伐採することはできません。また、道路法の定める道路附属物にあたるため、個人で勝手に伐採することもできません。

※ただし、下枝が視界を遮る場合はこの限りではありませんので、市土木課までご連絡ください。

Q4 市で落ち葉の清掃はしないの？

A 滝川市では幹線道路において、特に落葉する秋にかけ清掃を行っています。このほか、地域の皆様のご協力により清掃し回収した葉や枝については、市で回収を行っています。

Q5 落ち葉を回収しようと思っていますが、使用する袋の指定等がありますか？

A 街路樹の落ち葉については、ポリ袋（レジ袋でも可）に詰め、市土木課までご連絡いただければ、回収に伺います。

※回収用のポリ袋は市土木課にて配布していますが、可燃ごみの袋では回収しませんのでご注意ください。

Q6 街路樹に毛虫がたくさんついているので農薬をまいてほしい

A 住宅地等での農薬散布は近隣住民や周辺環境へ悪影響を与える恐れがあるため、街路樹に毛虫等が発生し対処が必要な場合、まずは安易に農薬を散布せず、発生した枝や葉の切り落としなどによって対処となります。

Q7 街路樹の除草をしてほしい

A 街路樹については、年1回程度草刈りを行っています。雑草が伸びて歩行時や車両運転時に見通しが効かない、交通の支障になっている等の場合は、市土木課までご連絡ください。

お問い合わせ

滝川市役所 土木課 維持係
〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号
TEL：0125-28-8037 FAX：0125-24-6083

